収支報告書

（その1）

会計	繰越	検算	転記	
数	数	竹	お キ 79	

（ふりがな）

1 政治団体の名称 よきんせいちょうじつげんとう 預金成長実現党

2 主たる事務所の所在地 〒920-0983 石川県金沢市池田町一番丁8-1 コーポラス池田町205

3 代表者の氏名 萩原行禧

4 会計責任者の氏名 萩原行禧

令和 7 年分
（令和 年 月 日開催分）

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
□ 政党の支部	☑ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☑ 2以上の都道府県の区域等	□ 同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名 萩原行禧
（電話） 076-232-8897
（電話）
（電話）

資金管理団体の指定の有無
□ 有
☑ 無
公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体の区分
□ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体
公職の候補者の氏名等
公職の種類等

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

受付 8.3.24 石川県選挙管理委員会 第号

受付 8.3.27 収支公開室 第号

0628

321850

収　支　の　状　況

（そ　の　2）

1.　収支の総括表

	十億	百万	千	円
収入総額			1 0 0 0	0
（前年からの繰越額）※				0
（本年の収入額）			1 0 0 0	0
支出総額				0
翌年への繰越額			1 0 0 0	0

2.　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金額			1 0 0 0	0
員数				2 人

(2)　寄　　附（寄附の区分で該当があるものについては（その7）、（その8）、（その9）の内訳を添付すること。）

ア　寄附（イを除く。）の区分	金額 十億	百万	千	円	備考
(ア) 個人からの寄附				0	
（うち特定寄附）				0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	
(ウ) 政治団体からの寄附				0	
小計 (ア)＋(イ)＋(ウ)				0	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）				0	
イ　政党匿名寄附				0	
合計 (ア＋イ)				0	

※ 解散の場合は、直近に提出している収支報告書の「翌年への繰越額」の金額を記載すること。

（そ の 17）

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	□	☑	
イ 建物	□	☑	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の貸借権	□	☑	
エ 取得の価額が１００万円を超える動産	□	☑	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ 金銭信託	□	☑	
キ 有価証券	□	☑	
ク 出資による権利	□	☑	
ケ 貸付先ごとの残高が１００万円を超える貸付金	□	☑	
コ 支払われた金額が１００万円を超える敷金	□	☑	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ 借入先ごとの残高が１００万円を超える借入金	□	☑	

（注）該当がない場合でもア～シの各区分の無の□の中に☑と記載すること。

（そ の 20）

宣　　誓　　書

添 付 書 類　（別添のとおり）

□ 1　領収書等の写し

□ 2　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

□ 3　確認書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 8 年 3 月 24 日

政治団体の名称　預金成長実現党

会計責任者の氏名　萩原 行禱
（記名押印又は本人の署名）

代 表 者 の 氏 名
※解散の場合に入力して下さい　（記名押印又は本人の署名）

（備考）

1　会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

2　政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。